

多度津町農業委員会議事録

令和7年12月12日午前8時50分より午前9時26分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について |
| 議案第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大	西	和	芳
職務代理者（2番）	三	野	敏	彦
職務代理者（3番）	土	田	敏	雄
4番委員	西	山	正	美
5番委員	矢	野	和	幸
6番委員	池	田	一	普
7番委員	細	川	清	二
8番委員	山	地		文
9番委員	池	内	利	行
10番委員	河	井	弘	司
11番委員	秋	山	義	充
12番委員	伊	達	和	博

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	北	岡	康	民
2番委員	大	谷	泰	則
3番委員	眞	鍋	憲	明
4番委員	篠	原	壽	雄
5番委員	眞	鍋	昌	造
6番委員	島	田	和	博
7番委員	高	島	和	秋
8番委員	村	井	文	数

欠席委員

農業委員（2名）	13番委員	宮	武	良	充
	14番委員	横	關	幹	夫

農業委員会事務局職員

事務局長	海田	康弘
主事	田窪	祥親

審 議 内 容

事務局長 それでは、おはようございます。
 ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
 初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございました。
 続きまして、本日の出欠状況についてですが、宮武委員、横關委員
 さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告をいたしま
 す。

 本日は、農業委員14名中12名が出席していますので、多度津町
 農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達してい
 ますので、本会が成立していることをご報告いたします。

 続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議
 規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっています
 ので、大西会長にお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長 それでは、早速ですけども進めてまいりたいと思えます。

 いつもどおり、最初に私のほうから本日の署名委員を指名させてい
 ただきたいと思えます。

 7番の細川委員さん、8番の山地委員さん、よろしくお願ひしま
 す。

 続きまして、昨日の小委員会の報告を河井委員さんのほうからよろ
 しくお願ひいたします。

河井委員 昨日、小委員会で許可申請の出ておる3件ありましたので、現地確
 認をいたしまして、別に問題はないということでありました。

 以上です。

議長 ありがとうございました。

 ただいま報告いただきましたけども、これについて何かご質問等あ
 りましたらよろしくお願ひいたします。

 特にございませんか。

(なし の声あり)

 それでは、議案のほうの審議を行いたいと思えます。

 まず、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使

用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

初めに、修正をお願いいたします。3ページ目の12番の備考欄に書いてる「戦前からの小作地」と記載されていますが、誤りですので、削除をお願いします。

それでは、議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号12番を、議案書を基に朗読。】

補足といたしまして、番号2番の解約については戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約したものです。

以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明をいただきましたけども、いつもの恒例ですので、2番の戦前からの小作地の解約というようなことで、今後の参考になることがあればというふうなことで、担当地区の土田副会長さん、何か情報がありましたら。

2番委員

私は、この件について一切聞いておりませんので、分かりません。

議長

ありがとうございました。

事務局のほうで何か。

事務局

経緯といたしましては、相続財産清算人から小作解約についての問い合わせがあり、事務局より土地所有者に連絡をしたところ、そこから話が進んでいき、合意解約に至った経緯でございます。離作保障については、お互いの合意のためありません。

議長

ありがとうございました。といったことで、今後の参考になるようなことがありましたら、よろしくをお願いします。

それでは、議案第1号について何かご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件ということでご理解いただきたいと思っております。

続きまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番～2番を、議案書を基に朗読。】

以上、2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

どうぞ。

6番委員

売価はいくらでしたか。

事務局

番号1が300万円で、番号2のほうが45万円になります。

6番委員

ありがとうございます。

議長

ほかに何か、特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

【議案第3号番号1番について、議案書を基に朗読。】

以上、今回申請のありました1件の申請地は、周辺が既に宅地化されており、集団農地を分断するものでないこと、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようでございますので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号を承認といたします。

それでは続きまして、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等推進計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

こちらは、農用地利用集積等促進計画(案)となっており、農業委員会において意見聴取することとなっております。

左側に記載されております土地所有者が香川県農地機構に貸付けをし、香川県農地機構から右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

内容といたしまして、更新が3件、新規契約は1件です。

こちらの計画については、更新者は地域計画に既に位置づけられており、新規の者についても、こちらの借受人を地域計画に位置づける予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第4号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にご意見がないようでございますので、議案第4号につきましては意見の決定についてということですので、意見なしということで処理いたしたいと思います。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく地域計画の変更に係る意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号をご覧ください。

農地所有者から地域計画変更申出書が町へ提出されました。農業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどよろしくお願

ます。

【議案第5号番号1番～番号2番を、議案書を基に朗読。】

8ページ、9ページに、地域計画の変更位置図を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

今回の申請地については、耕作者及び周辺関係者との調整が完了していることなどから、目標地図の素案を踏まえ、周辺農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えております。

なお、本件につきましては、2か月後の定例会にて転用申請が提出される予定となっております。

以上となります。

議長

ありがとうございました。

今、議案第5号の説明をいただきましたけども、皆さん方に意見、ご質問をお聞きする前に、いつもどおりそれぞれ最初に地元の担当委員さんから意見があれば聞いておりますので、まず番号1番については矢野委員さんでええんかな。何かありましたら。

5番委員

いや、これ別にはないんですけど、道のほうが拡張する予定があるということ、建設課の職員から聞いたけど、そこらはちょっと不動産屋と確認しながらで、売買してからではもう道が広がらないので、そこらの心配があったんで、ちょっと一言は言うたんですけど。何か、不動産屋にも道の予定があるということを知ったんで。今のこの予定地より、ちょっと西側のとこの吉野電気の前までは道が広がってきとんやけど、こっちも延びて広がる予定になるんで、もう分譲してしまうと、土地を売ってしまうと後から道がつくというたらつきにくいんで、道のことについて一言買うほうにも言うってくれということをお伝えしております。そういう状況で、話は進んでおります。

議長

ありがとうございます。

その辺で、何か。

事務局

特に、農業委員会では道の拡幅という部分については、今委員さんのほうからお話聞いたんで、また後日建設課に確認をいたします。

議長

今のご意見、重要なことなんですけども、今日のところは地域計画の変更の関連の意見ということで、今のご意見については今度転用申請で地域との調整の段階のところ、今矢野委員さんからあったような内容をちゃんとできとるか、できてないかという確認をした上で転用申請になるように気をつけていただきたいと思います。

それでよろしいですか。

5 番委員 はい。

推1 番委員 すいません、ちょっと聞きたいんですが、それって強制的なものな
んですか。

議長 今、矢野委員さんが言われたこと。

事務局 基本的に、町道の拡幅計画を建設課が持つてると思うんで。手前ま
では広げてきて。吉野電気のとこまで広げてきてます。それから交差
点までの間を建設課としては拡幅計画があると聞いてます。

推1 番委員 町道認定をされてるということで、6メートルを確保しなさいとい
うことですか。

事務局 いや、6メートルになるかどうかは分からないんですけど、その
区分を建設課のほうで、農地の売買等がある場合に折衝なり、購入側
のほうとお話をするってということやと思うので、そこに強制性がある
かどうかとなると、もう建設課の管轄になるんで、農業委員会として
は何とも言えません。

議長 いずれにしても、繰り返しになるけど、次の段階のところでもそこら
辺の問題が解決できているのか、ちゃんと分かっているかどうかとい
うことになってくると思いますので、その辺は……。

推1 番委員 農業委員が、そこまで関知するかどうかというのが、本当は知り
たいんです。

事務局 基本、多分建設課のほうが町道の拡幅という形で、それを事業者な
り土地の所有者に説明しに行くんで、農業委員さんがそのお話を前か
ら聞いたったりしたら、その土地の所有者さんがおるときに建設課に
も相談しなよというようなアドバイスをする程度でということやと思
うんですけど、建設課のほうから話があったときに、また情報提供お
願いしますぐらいで、そういう形で聞いているのかなと思います。

推1 番委員 ちょっと、それが気になった。

議長 要は、農業委員さんが聞いてどうこうという話ではなしに、地域の
調整の中での、その地域か町か、はたまたどこか分からんけども、そ
ういった類いになってくるかな。

推1 番委員 いや、そういう情報が分からないと、もう売買が進んでしまうわ
な。道の拡張という。

事務局 ただ、道の拡幅という話になると、その所有者さんのほうにはこう
いう計画を町が持つてますというんは、事前にお話をされとんではな
いかなと思うんで、直前まで来とったらもう今後売買があるよ、7と
か、おうちを建てるとかというときには、町道のほうで拡幅を計画し

とんでご相談させていただきたいというような話はしとると思うんですけどね。それとか地籍のときにも、そういう計画がありますよというんでお話をされてるのかなと思うんで。

推1番委員 篠原さん、どうですか。

推4番委員 いや、単価が町安いからな。売りません、なんてことはないけど、それは町が所有者さんのほうに頼みをして、その後の話になるわね。

推1番委員 セットバックの話とは違うんですか。

推4番委員 セットバックは違う。だけん、西からあの道はもうずっと蓋かけたり何やかんやで狭い道をしとるんで、これ1枚だけやろう。ここが通じたらT字路につながるやろ。

推1番委員 1枚だけではないけどね。それから、まだ西のどこ3枚ぐらいは広げてこないかん。途中までは広がってる。

推4番委員 ほなけん、事案的にそういう状況下を町が察して、こういう不動産屋等々が私は売るぞという状況の中では、どれだけ町が入っていけるかやな。

議長 今、ご意見が出よる問題は、また繰り返しになりますけども、この次の段階での問題、もし起こればその案件が出てくるんですけれども、繰り返し申し上げますが、今日の段階については地域計画の変更、これに対しての意見ということでご理解いただきたいというふうに思っております。

なお、事務局のほうは、先ほど言いましたように、農業委員会がどうこうという話はないんですけども、気をつけとっていただきたいと思えます。

続いて、2番の件につきましては、これは細川委員さんかな。何かありましたら。

7番委員 いや、特にはありません。

議長 そういったところで、全体で何か、この2件についてご意見がありましたらよろしく申し上げます。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、議案第5号につきましては、先ほどの矢野委員さんからのご意見も含めたことで処理いたしたいと思っております。

以上で議案のほうは終わったわけでございますけども、続きまして事務局のほうからその他の報告についてよろしくお願いをいたしたい

と思います。

事務局長

事務局より5点ご報告をさせていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は利用権の更新案内について、4点目は12月受付分の農振除外申請について、5点目は農地転用集計表について、になります。

初めに1点目、相続届について報告をお願いします。

事務局

今月は、相続届が1件提出されています。

書類については、個人情報の関係から、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんは、取扱いに十分ご注意ください。

以上となります。

事務局長

続いて2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局

来月分の農地機構の貸借案件について、A4横の農用地利用集積等促進計画の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案については、来月の定例会にて意見聴取をする予定となっております。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長

3点目、利用権の更新案内について報告をお願いします。

事務局

利用権設定の更新通知について、令和8年6月1日に貸借期限を迎える利用権設定更新者について、機構貸借に移行する旨と併せて更新通知を送付する予定です。

通知については、件数が多いため、2回に分けて送付します。葛原営農組合と契約している方は12月19日に、それ以外の契約者については令和8年1月20日に通知する予定です。機構での手続の関係で、2月中には書類がここに提出されている状態でないと更新ができませんので、もし地元の方に質問等をされた場合は、事務局や機構集積委員に連絡するようご対応をお願いします。

以上となります。

事務局長

4点目、12月受付分の農振除外申請について報告をいたします。

お手元にお配りしております変更等理由書総括表をご覧ください。

農振除外12月受付分につきましては、2件の除外申出がありました。欄外に譲渡し人、譲受人の氏名を記載しております。2か月後の

2月には農地転用の提出があると思われまますので、その際はよろしく
お願いいたします。

続いて5点目、農地転用集計表について報告をいたします。

令和7年度農地転用処理集計表と令和7年12月受付事案集計表を
お手元にご用意いたしましたので、後ほどご確認のほうよろしくお願
いいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまその他の報告をいただきましたけども、これについて何か
ご質問等ありましたらよろしくお願いたします。何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、取りあえず最後まで進めていきたいと思いま
す。

引き続き、来月の予定について報告お願いたします。

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告をいたします。

1月の小委員会は19日月曜日の午前9時から、役場2階大会議室
で行います。当番委員は11番秋山委員、推進委員は6番島田委員に
お願したいと思います。

定例会は20日火曜日の午前9時から、役場2階大会議室で行いま
す。署名委員は9番池内委員、10番河井委員、11番秋山委員のう
ち2名の方にお願したいと思いますのでよろしくお願いたしま
す。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

以上で本日に予定しておりました内容について終わったわけですけ
ども、全体にわたりまして、またほかに議案以外での案件でも結構で
すが、何かご質問ありましたらよろしくお願いたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは本日の定例会をこれで終了させていた
だきます。お疲れでございました。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記